

適切な意思決定支援に関する指針

2022年9月20日 富田医院

1. 基本方針

人生の最終段階を迎えた際に、当院スタッフは適切な説明を丁寧に行うと共に、本人・家族等の意見を繰り返し聞くことにより、本人が尊厳を保ち、自分らしく最後まで生き、より良い最後を迎えられるよう、人生の最終段階における最善の医療とケアを実践するためにこの指針を策定します。

2. 「人生の最終段階」の定義

人生の最終段階とは、医師が客観的な情報を基に治療により病気の回復が期待できないと判断する状態と定義します

- (1) がんの末期で予後が数日から長くとも 2～3 か月と予測できる状態
- (2) 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る可能性が高い状態
- (3) 脳血管疾患の後遺症、老衰など数か月から数年かけて予後不良に至ると考えられる状態

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 医師等から適切な情報提供と説明がなされ、それに基づき多職種からなる医療・ケアチームが十分に情報共有し、本人の意思決定を基にして医療・ケアを提供します。
- (2) 時間の経過、病状の変化等で本人の意思は変化しうることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し伝えることができるよう支援し、家族等を含めて必要な時に話し合いを行います。
- (3) 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性も考慮し、家族等の信頼できる者も含めて本人との話し合いを行います。
- (4) 医療・ケアの開始・不開始、内容の変更、中止等は医療・ケアチームにより、医学的妥当性と適切性および本人の意向を基に慎重に判断します。
- (5) 可能な限り疼痛などの不快な症状を緩和し、本人の身体的な苦痛のみならず、家族等も含めた精神的・社会的な援助を総合的に行います。
- (6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としません。

4. 本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行います

- (1) 家族等が本人の意思を推定できる場合にはその推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。

- (2) 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
- (3) 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。

5. 外部専門家の助言について

医療・ケアチームで医療・ケアの方針が決定できない場合は、本人または家族等の同意を得たうえで、外部の専門家をまじえ、方針等について助言を得ることとします。

- (1) 医療・ケアチームの中で、本人の病態等により医療・ケア内容の決定が困難な場合
- (2) 本人・家族等との話し合いの中で、妥当な医療・ケア内容の合意が得られない場合
- (3) 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療従事者との話し合いで、妥当な医療・ケア内容の合意が得られない場合